

# 自家用電気工作物保安管理業務委託契約書(案)

沖縄県立沖縄水産高等学校 校長 大山 正吾 (以下「甲」という)と  
(以下「乙」という)とは、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という)の委託について、次のとおり契約を締結する。

## (契約の目的)

第1条 電気事業法施行規則第52条第2項の規定による下記の自家用電気工作物について、電気設備を正規の状態に維持することを目的として、甲は保安管理業務を乙に委託し乙はこれを請負い、誠実に履行する。

事業場の名称	沖縄県立沖縄水産高等学校		
事業場の所在地	沖縄県糸満市西崎一丁目1番1号		
設備概要	設備容量	1,450	kVA
	受電電圧	6,600	V
	非常用予備発電装置	出力	— KW 電圧 — V
	絶縁監視装置	無	
	漏電メモリー	無	

## (契約の期間)

- 第2条 本契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。
- 2 契約開始年度の翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、甲は当該契約の一部及び全部を解除できるものとする。
- 3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責めを負わないものとする。

## (契約の範囲)

第3条 この契約に基づき乙が実施すべき業務の範囲は、別紙「自家用電気工作物保安管理業務仕様書」により定める。

## (契約金額)

第4条 本契約に基づく契約金額は、下記のとおりとする。

- (1) 年額¥ — (内消費税額¥ —)  
(2) 月額¥ — (内消費税額¥ —)

(「取引に係る消費税及び地方消費税」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第29条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。)

- 2 保守業務の実施開始期間が一月月に満たない場合は、当該月の委託料は、日割り計算によるものとする。ただし、一月月は30日とし、円未満は端数切り捨てとする。
- 3 この契約締結後、消費税法の改正等によって消費税額に変動が生じた時は、甲乙協議の上、これを増減または改定することとする。

- 4 乙は、毎月の業務完了後に適正な委託料の支払い請求書を甲に提出するものとする。甲は適正な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第 5 条 沖縄県財務規則第 101 条による

(点検、試験等)

第 6 条 乙が日常的に行う点検(巡視、試験を含む)の回数は次のとおりとする。

点検の種別	実施頻度	作業方法その他事項
月次点検	月間 1 回	昼間に通電状態で設備点検、点検報告書作成・提出
年次点検	年間 1 回	昼間に停電状態で設備点検、点検報告書作成・提出
臨時点検	障害発生時等	学校が必要とするとき

※月次点検において低圧絶縁監視装置等を設置して行う場合は隔月点検とすることができる。

(相互の義務)

第 7 条 甲は乙が保安業務の実施にあたり、乙が指示した事項又は乙と協議決定した事項については速やかに必要な措置をとる。

- 2 乙は保安業務の実施にあたり、甲と協議決定した事項については、誠実に履行するものとする。

(相互の協議)

第 8 条 甲は次に掲げる場合、乙と協議するものとする。

- (1) 甲が契約対象設備の容量や保安規定を変更しようとする場合。
- (2) 甲が電気工作物の保安業務に関する内容の書類を官庁に提出する場合。
- (3) 甲が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び竣工検査を行う場合。
- (4) 甲が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合。
- (5) 甲が電気工作物の工事、維持及び運転に従事する者に対し、保安上必要な教育、又は訓練を行う場合。
- (6) その他保安上必要と認められる場合。

(連絡責任者)

第 9 条 甲は第 2 条の保安業務について、乙と連絡する者(以下「連絡責任者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。

- 2 甲は乙が行う保安業務に連絡責任者を立ち会わせるものとする。
- 3 乙は保安業務の実施にあたり、甲からの確に連絡を受けるための措置を講じておくものとする。

(異常時の措置)

第 10 条 乙は、甲の電気工作物の異常又は故障が発生、或いはその恐れがあるときは、その旨を速やかに甲に通知し、乙は直ちに適切な処置を講ずるとともに、事後の処置についても遺漏なきよう万全を期するものとする。

(事業場内の立入等)

第 11 条 乙は保安業務を行うための甲の事業場内に立ち入ることができる。ただし、この場合乙は甲が従業員に対して定める服務規律等を尊重する。

(賠償責任保険)

第 12 条 乙は業務上の過失に基づく事故についてその賠償の責を甲に対して負うものとする。

2 乙は、前項に規定する賠償の責に任ずるため賠償責任保険に加入しなければならない。

3 乙は、次のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指示、助言又は指導した事項について甲がその実施を怠り、これによって損害を生じた場合。
- (2) 甲が法令又は契約に違反し、これによって損害を生じた場合。
- (3) その他乙の責めとならない事由により、損害を生じた場合。

(契約の解除)

第 13 条 甲または乙が、この契約に定める義務を履行しないとき、甲または乙は、一定の猶予期間を定め催告をしたのち契約を解除することができる。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由無く、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。

3 甲は、前項第 4 号の定めにより、この契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を 2 ヶ月前に通知しなければならない。

4 甲は、第 2 項第 1 号から第 3 号までの定めにより当契約を解除する場合は、違約金として第 4 条第 1 項に定める契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を徴収する。ただし、履行済みの分に相応する金額は契約金の計算に算入しないものとする。

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はそのもの者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用す

るなどしているとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 15 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、または下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 16 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(解約に伴う補償等)

第 17 条 甲は、前 15 条から 16 条の定めに基づき契約を解約したときは、乙に対する損害賠償、その他一切の補償を行わない。

(契約の失効)

第 18 条 甲の自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当した場合、この契約はその効力を失うものとする。

- (1) 廃止された場合。
- (2) 一般用電気工作物になった場合。
- (3) 主務官庁から、電気事業法施行規則第 5 2 条第 2 項の承認を取り消された場合。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 19 条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又は担保に供してはならない。ただし書面により甲の承認を受けたときはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第 20 条 乙は、この契約の履行について業務の全部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、業務の一部を委任する場合はこの限りではない。

- 2 本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(契約事項の解釈等)

第21条 契約事項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙が誠意を持って協議し決定するものとする。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県糸満市西崎一丁目1番1号  
沖縄県立沖縄水産高等学校  
校長 大山正吾

乙